青葉通広告物整備計画

当該地区の広告物整備計画

- 1 当該地区内における広告物等の整備に関する目標
 - ・仙台を代表するシンボルロードとして、ケヤキ並木や街並みと調和した、風格ある広告物景観
 - ・中心市街地のにぎわいと通りを歩く楽しさを演出する、魅力的な広告物景観
- 2 当該地区内における広告物等の整備に関する指針

| 地区別 | 仙台駅西口 地区 | ・仙台駅周辺は、仙台の玄関口として風格ある景観形成を図るよう、ペデストリアンデッキや駅舎からの眺望に配慮する。 ・都市の印象を高めるよう、広告物景観の質の向上に努める。 |
|-------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| | 一番町周辺地区 | ・アーケードや地下鉄東西線からの人の流れが予想される場所であるため、 街のにぎわいを感じさせるものとしつつ、洗練されたデザインとなるよ う配慮する。 |
| | 西公園周辺 地区 | ・西公園・広瀬川周辺の自然環境や、大町・片平周辺の住環境と調和した、 落ち着いたデザインとする。 |
| 位 置 別 | 中高層部 | ・ケヤキ並木との調和に配慮し、最小限の面積・数量とし、建物と一体化したデザインとする。 |
| | 低層部 | ・快適な歩行環境に配慮しながら、街のにぎわいや通りを歩く楽しさを演 出する広告物を掲出するよう工夫する。 |

3 広告物美観維持基準

| | 集約化 | ・集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。 |
|---------------|-------------|-------------------------------------------------------|
| | | ・写真やグラフィック,文字等をバランス良く配置し,すっきりと洗練 |
| | 意匠・形態 | されたデザインとなるよう工夫する。 |
| | | ・壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとなるよう工夫する。 |
| | | ・建物の低層部では、デザインや集合化などの工夫により、通りを歩く |
| | | 楽しさを演出する。 |
| | | ・一つの建物・敷地に複数の広告物を表示又は設置する場合は、できる |
| | | かぎり色彩や形態、配置をそろえ、互いの調和に配慮する。 |
| | | ・建築物の窓面に貼り付けて表示する広告物について、中層階(地上階か |
| | | ら3階、ただしペデストリアンデッキ(階段含む)に面する部分は4階) |
| 通事 | | 以上の窓面で,都市計画道路 3・2・11 仙台駅川内線(交通広場を除き, |
| 事項 | | 都市計画道路 3・3・20 大手町支倉町線と交差する部分(その部分にあ |
| | | る隅切を含む。)以東に限る。以下「青葉通」という。)及び青葉通と |
| | | 交差する道路に面する部分(青葉通から一敷地までの範囲に限る)には, |
| | | 当該道路から見えるように表示しない。 |
| | 色彩 | ・極端に鮮やかな色、蛍光色の利用は避ける。 |
| | | ・青葉通に設置の街路灯に掲出するフラッグについては、街のにぎわいの |
| | 広告幕 | 創出や各種イベントを支援することを目的とし、地域のまちづくりに資 |
| | | する統一感のあるものとする。また、市長の許可を受ける前に、杜の都 |
| | (フラッグ) | の風土を育む景観条例(平成7年仙台市条例第5号)に規定する景観ま |
| | | ちづくり協議会として認定された「青葉通まちづくり協議会」の承認を |
| | | 受けるものとする。 |
| | | ・青葉通に面する部分及び青葉通と接続する道路に面する部分(当該道路 |
| | 掲出可能な広告物 | が青葉通に接続する部分から一敷地の範囲に限る)においては、次に掲 |
| | | げるものを除き、掲出してはならない。 |
| | | ① 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは自己の |
| | | 営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、又は作業所に表示し、 |
| | | 又は設置する広告物等(以下「自家用広告物」という。) |
| | | ② 前記に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必 |
| | | 要に基づき表示し、又は設置する広告物等(以下「管理用広告物」 |
| 番 | | という。) |
| 町 | | ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。 |
| 周辺 | | (1) バス停留所の上屋の壁面に表示又は設置されるもので、街並みに調和し周辺の景観を損なうおそれがないもの |
| 地区 | | (2) まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して |
| \mathcal{O} | | お出するもの ね出するもの |
| 基準 | | (3) まちづくりや良好な景観形成に寄与するもので、市長の許可を受け |
| 1 | | る前に、杜の都の風土を育む景観条例に規定する景観まちづくり協議 |
| | | 会として認定された「青葉通まちづくり協議会」の承認を受けたもの |
| | 屋上広告物 | ・建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物 |
| | | との一体的なデザインとする。 |
| | 営業内容を | ・事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して |
| | 示す広告物 | 設置する。 |
| | 地上広告物 | ・集合化して設置する。 |
| | | ・地盤面から地上広告物の最上端までの距離は10m以下とする。 |
| <u> </u> | <u>I</u> | |

| 西公園周辺地区の基準 | 掲出可能な 広告物 | ・青葉通に面する部分及び青葉通と接続する道路に面する部分(当該道路が青葉通に接続する部分から一敷地の範囲に限る)においては、自家用広告物又は管理用広告物を除き、青葉通から見えるように掲出してはならない。 ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。 (1) バス停留所の上屋の壁面に表示又は設置されるもので、街並みに調和し周辺の景観を損なうおそれがないもの (2) まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して掲出するもの |
|------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 意匠・形態 | ・光に動きのあるネオンサイン,点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 |
| | 色彩 | ・広告物の地色は建物の外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑える。 |
| | 屋上広告物 | ・建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物 との一体的なデザインとする。 |
| | 営業内容を | ・事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して |
| | 示す広告物 | 設置する。 |
| | 地上広告物 | ・集合化して設置する。 ・地盤面から地上広告物の最上端までの距離は 10m以下とする。ただし、 仙台市屋外広告物条例(平成元年仙台市条例第 4 号)に規定する広告物 景観地域のうち、広瀬川周辺ゾーン(平成 21 年 7 月 1 日仙台市告示第 266 号)を除く。 |